

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度 200,000,000 円

令和9年度 残 額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和8年度 222,222,223 円

令和9年度 残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、石川県建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、約款第34条及び35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前金払及び中間前金払の支払を請求することができない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前金払及び中間前金払を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度においては前金払及び中間前金払の支払いを請求することはできない。

第3条 債務負担行為に係る契約において、前金払及び中間前金払の支払を受けている場合の部分払金の額については、約款第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定するものとする。

部分払をする額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10

－（請負代金相当額 － 前年度までの出来形部分） $\times$ 前金払の割合

－ 前年度までの支払済額 － 当該年度の部分払金支払済額

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、当該年度の出来形部分に対する請負代金相当額の部分払を請求することができる。ただし、この場合の部分払の請求は、約款第37条第1項の回数に含まないものとする。